



平成21年度

町民税・県民税の課税について

町民税・県民税の申告について

町民税・県民税の申告を済まされていない方は、お早めに申告をお願いいたします。申告は随時受け付けていますので、税務課窓口までお越しください。

なお、町民税・県民税の申告が必要と思われる方を対象に申告相談も実施いたしますのでご利用ください。

◆対象

- ① 前年に町民税・県民税が課税されていて今回申告していない方、給与支払報告書(年金を含む)が町に提出していない方
- ② 不動産収入又は報酬(外交員報酬を含む)等があり申告をしていない方
- ③ 公共事業の用地買収に伴う土地や建物等の譲渡所得等があり申告をしてい

ない方

- ④ 上里町シルバー人材センターからの報酬があり申告をしていない方

※生活保護を受給されている方、寡婦・寡夫の方、譲渡所得等のあった方は申告相談の際、事前に申し出てください。

※内容により所得税の申告が必要になる場合があります。

所得・課税証明書等の発行について

これから申告をする方で、所得・課税証明書等が必要な場合は申告の後に発行します。その申告により町民税・県民税が課税される方については、後日、納税通知書を送付します。町民税・県民税が課税される方については、納税通知書が送付されるまでは課税額が未決定であるため課税証明書等が

扶養控除の確認について

即日発行できませんのでご了承ください。証明書の名称、証明内容等は市区町村によって異なりますので、証明書を必要とする提出先(会社、金融機関、公共機関等)がどのような内容を必要としているのかをご確認ください。

申告書又は給与支払報告書(年金を含む)に基づき、扶養の確認をしています。次の①②に該当する方には、文書等で問い合わせをする場合がありますのでご協力をお願いします。また、町外の人を扶養している場合は、被扶養者の居住している市区町村へ被扶養者の合計所得等の問い合わせを行いません。

- ① 重複して扶養をとっている場合(複数の納税義務

者が同一人物を扶養対象親族とすることはできません)

- ② 確定申告又は給与支払報告書(年金を含む)に扶養の記載があるが、その扶養者を特定できない場合

※確認の結果、扶養等を取り消した場合は、本人又は勤務先に税額変更の通知を送付します。

寡婦控除の確認について

夫と死別又は離婚し、再婚していない方について、扶養親族あるいは総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子を有することが、寡婦控除を受ける要件です。

該当していない場合は、控除の取り消しを行いません。また、本人への確認の問い合わせをすることもありますのでご了承ください。

配当所得の確認について

配当所得があった人で所得税がすでに源泉徴収されている方であっても、別に住民税が課税される場合があります。該当する場合は、小額の配当所得であっても住民税は課税になりますので、確認が取れ次第、課税をさせていただきます。また、状況によっては、申告をすることにより所得税の還付を受けられる場合もあります。

納税窓口

夜間開庁・休日開庁のお知らせ

◆10月の開庁日

[夜間(午後8時まで)]

10月26日(月)

[休日(午前8時30分～正午)]

10月11日(日)

※10月より夜間は月1回午後8時までになります。

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)よりお入りください。

◆窓口・問合せ

税務課収税係【☎35-1220(直)】

○税の納付は便利、確実な

『口座振替』のご利用を!

○税は納期限内に納めましょう!

パート収入と税金について (平成21年度用)

【Aさんからの質問】

私は夫の扶養になっています。パート収入がどのくらいまでだったら扶養でいられるでしょうか。また、どのくらいになると税金がかかりますか。なお、私にはパート収入以外はありません。

【答え】

税法上の扶養となれるのは、給与が年収103万円以下の方です。

この範囲ですと、本人の所得税は非課税です。しかし町県民税は、年間93万円を超えると課税になります。また夫も、妻の収入103万円までは配偶者控除、103万円から141万円未満までは配偶者特別控除が受けられます。

なお、社会保険における扶養や手当の基準などは、これとは別に基準がありますので、夫の会社等に確認してください。

扶養の範囲

パート収入	Aさん自身の税金		夫の配偶者控除等		
	町県民税	所得税	町県民税	所得税	
0 ~ 930,000	-	-	-	-	配偶者控除
930,001 ~ 1,000,000	均等割4,000円	-	33万円	38万円	配偶者特別控除
1,000,001 ~ 1,030,000	均等割4,000円 +所得割10%	5%	-	-	
1,030,001 ~ 1,049,999			33万円	38万円	
1,050,000 ~ 1,099,999			33万円	36万円	
1,100,000 ~ 1,149,999			31万円	31万円	
1,150,000 ~ 1,199,999			26万円	26万円	
1,200,000 ~ 1,249,999			21万円	21万円	
1,250,000 ~ 1,299,999			16万円	16万円	
1,300,000 ~ 1,349,999			11万円	11万円	
1,350,000 ~ 1,399,999			6万円	6万円	
1,400,000 ~ 1,409,999			3万円	3万円	
1,410,000 ~	-	-	-	-	

※夫の合計所得が1,000万円を超える場合は、配偶者特別控除を受けることができません。
※配偶者以外の親族については、給与収入103万円(所得38万円)以下が扶養控除の範囲となります。

建物の用途を 変更された方へ 「事業用+家庭用」

平成21年中に用途を変更した建物はありませんか。

例えば、以前は店舗として使用していた建物を、現在は住宅の一部(物置)として使用している場合等、「事業用から家庭用」又は「家庭用から事業用」に用途が変更された場合には、「建物用途変更」の手続きをお願いします。

なお、平成21年以前に変更された建物も対象となりますので、同様に手続きを行なってください。

◆申告先

税務課①番窓口

◆持参するもの

印鑑

◆申告期間

12月18日(金)まで

※申告のあった建物については、税務課職員が現地での確認に伺います。

問合せ：税務課資産税係

【☎35-1220内1111】

国民年金「一ナ一」

No.303

「ねんきん定期便」を送付しています

◆送付対象となる方：国民年金、厚生年金の被保険者

◆送付時期：平成21年4月から毎年誕生日に送付

※1日生まれの方は、誕生日の前月に送付します。4月1日生まれの方は、平成22年3月が初回の送付となります。

◆お知らせする内容 (平成21年度)

- ①年金加入記録、②保険料の納付額、③年金加入履歴
 - ④厚生年金のすべての期間の月毎の標準報酬月額・賞与額、保険料納付額
 - ⑤国民年金のすべての期間の月毎の保険料納付状況
 - ⑥年金見込額
- 50歳未満の方：加入実績に応じた年金見込額
- 50歳以上の方：「ねんきん定期便」作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額

(平成22年度以降)

35歳、45歳、58歳の年齢の方については、平成21年度と同じ内容(①～⑥)の記録を更新してお知らせします。

それ以外の方については、上記①～③の内容の記録を更新してお知らせします。また、⑤及び⑥の内容の直近1年分をお知らせします。

※社会保険庁に届け出している住所が現住所と違っている方は、ご住所の訂正(変更)が必要ですが、お手数ですが、次のいずれかの窓口へ申し出をお願いします。

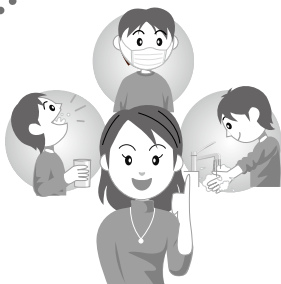
- 国民年金加入中(国民年金第1号被保険者)の方↓健康保険課医療年金係⑥番窓口へ
- 厚生年金保険加入中の方↓お勤めの会社などへ
- 会社員や公務員の被扶養配偶者(国民年金第3号被保険者)の方↓配偶者のお勤めの会社などへ

◆問合せ：ねんきん定期便専用ダイヤル

IP電話・PHSからは【☎0570-058-555】

受付時間：月～金曜日、午前9時～午後8時
第2土曜日、午前9時～午後5時

● 新型インフルエンザ情報 ●



通常の季節性のインフルエンザは、高温多湿な夏の時期にはおさまり涼しい秋になってから流行する傾向があります。当初、新型インフルエンザも、秋口から流行が懸念されていましたが、すでに夏から流行が始まっている状況です。町民の皆さまには、「手洗い・うがい」の励行、「咳エチケット」を心掛けるなど新型・季節性のインフルエンザの感染の予防を徹底しましょう。

もともと健康な方の大多数は、新型インフルエンザに感染しても比較的軽症のまま回復しています。その一方で、妊婦、乳幼児、喘息や糖尿病などの持病を持つ方は感染すると危険性が高くなる事例が報告されています。もし、感染した方・感染の疑いのある方は、他の人にうつさないために、自宅療養・マスクの着用をお願いします。

「インフルエンザかもしれない?」と思
った方
(急な発熱と咳(せき)、鼻水や鼻
がつまった症状、のどの痛みなど)



「新型インフルエンザ」の症状が出た場合には、マスクを付
けて早めに医療機関への受診を心掛けてください。受診する前
にかかりつけ医などに事前に連絡をし、受診時間などを聞きま
しょう。事前に連絡をしないままでの受診は避けましょう。

妊娠している方や持病などがあってか
かりつけ医師がいる方



かかりつけの医師に連絡をして、受診時間などを聞きましょ
う。事前に連絡しないままでの受診は避けましょう。

呼吸が苦しい、意識がもうろうとして
いるなどの症状が重い方



※持病とは…慢性呼吸器疾患・慢性心疾患・代謝性疾患(糖尿病等)・
腎機能障害・免疫機能不全(ステロイド全身投与等)など

子どもに多い「インフルエンザ脳症」
・呼びかけに答えない
・激しいけいれんや意識障害が続く
・意識不明の言動



なるべく早く入院設備のある医療機関を受診しましょう。必
要なら救急車(119番)を呼びますが、必ずインフルエンザの症
状があることを伝えます。

問合せ：健康保険課医療年金
係【☎35-1222内1221
1225】

内容：特定保健指導の説明と
軽い運動
申込：電話で申し込む

場所：多目的スポーツホール
対象者：40歳以上の上里町国
民健康保険加入の方で、特定健
康診査受診者又は人間ドック・
職場健診等の結果を提出され、
メタボリックシンドロームの
リスクのある方

日時：10月26日(月)、午前9時30分
※上記日程でご都合の悪い方は、後日の教室等で対応できま
すので、お気軽にご連絡ください。

第1回目特定保健指導・メタボ改善塾の日程

特定保健指導の対象となられた方には、特定健康診査の結
果に「特定保健指導・メタボ改善塾のご案内」を同封していま
す。ぜひ、この機会にご自身の健康について再確認してみま
しょう。

特定保健指導の対象となられた方には、特定健康診査の結
果に「特定保健指導・メタボ改善塾のご案内」を同封していま
す。ぜひ、この機会にご自身の健康について再確認してみま
しょう。

上里町国民健康保険に加入の方へ
「特定保健指導・メタボ改善塾」のご案内

昨年度実施された特定保健指導の参加者のうち、体重
は約7割、腹囲は約6割の方が減少しました！

特定健康診査等を受診した結果、メタボリックシンドロ
ームのリスクのある方へ特定保健指導を実施しています。
特定保健指導では、メタボリックシンドロームを解消でき
るように面接や運動教室・食事教室などを行ない、約6か月間、
生活習慣を変えるサポートをさせていただきます。



保健センター予定表 ☎33-2550

10月	1日(木)	ボリオ(平成18年4月～21年5月生)
	2日(金)	
	5日(月)	赤ちゃん相談
	16日(金)	
	17日(土)	母親学級
	19日(月)	2歳児歯科健診(平成19年9月生)
	20日(火)	1歳6か月児健診(平成20年3月生)
	21日(水)	7・8か月児健診(平成21年2月生)
	22日(木)	3・4か月児健診(平成21年6月生)
	23日(金)	3歳6か月児健診(平成18年3月生)
27日(火)	母親学級	

※赤ちゃん相談の「個別相談」は予約制です。

休日の医療機関はこちらへ

①休日急患診療所

[本庄市保健センター内 ☎24-2003]

診察科目…内科系疾患

診察時間…午前9時～正午

午後1時～4時

午後7時～10時

※健康保険証を持参してください。

②在宅当番医療機関

◆診察は午前中のみとなります。また当番医は変更になる場合もありますので、確認してからお出かけください。

10月4日(日)	恵南クリニック	☎24-0008
10月11日(日)	したら眼科クリニック	☎33-8333
10月12日(月)	本庄皮膚科形成外科医院	☎22-3233
10月18日(日)	児玉清水クリニック	☎72-7543
10月25日(日)	関口外科医院	☎33-8208
11月1日(日)	関根内科外科医院	☎77-7667
11月3日(火)	関根外科医院	☎22-3596

「超音波検査受診票」の交付が2回に増えます！

10月1日から妊婦一般健康診査の超音波検査を無料で受けられる「超音波検査受診票」の交付が、これまでの1回から2回に増えます。町外から転入された方にも受診票を交付しますので、保健センターまでご連絡ください。

まだ間に合います！ 子宮頸部がん個別検診！

◆実施期間…10月31日(土)まで

◆対象者…20歳以上の方(年齢基準日は平成22年3月31日)

※集団検診・個別検診をすでに受診済みの方は対象になりません。

◆申込み方法等

- ①受診希望の方は必ず電話等で保健センターへ申込みをしてください。
- ②受診券を送付します。
- ③受診券がお手元に届きましたら、同封されている指定医療機関から選び予約をしてください。

◆検診場所…本庄市児玉郡内の医療機関

◆料金…1,700円(70歳以上の方は無料)

◆持ち物…保健センターより送付した受診券

もうすぐ、お母さん・お父さんになれる方！
母親学級に参加してみませんか？

保健センターでは、妊婦さんやそのご家族の方を対象に母親学級を実施しています。お話や実習を通して、妊娠中の生活やお産のこと、赤ちゃんの育て方などを学んでいきます。同じ体験をしているお友達との出会いもあります。参加希望の方は

事前にお電話でお申し込みください。

日時…10月16日(金)・17日(土)・27日(火)

会場…保健センター

持ち物…母子健康手帳、筆記用具、飲み物、

ひざかけなど各自必要な物

参加費…無料



高齢者等の『季節性インフルエンザ予防接種』を行ないます！

町では、次に該当する方に季節性インフルエンザ予防接種を行ないます。

※この予防接種は、新型インフルエンザを予防するものではありません。

◆実施期間

10月1日(木)～22年1月12日(火)

◆該当者

①65歳以上の方(昭和19年12月31日以前に生まれた方)

9月下旬に対象者全員に通知します。なお、実施期間中に65歳を迎える方には順次発送していきま。接種を希望する方は、指定実施機関に申し込みのうえ、接種してください。

②60歳以上65歳未満の方(昭和20年1月1日～昭和24年12月31日に生まれた方)で、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を認定された方(身体障害者手帳1級、又は同程度の方)のうち、接種を希望される方は、保健センターへお申し込みください。

◆料金 自己負担額1,000円(生活保護世帯の方は無料)

◆回数 実施期間内1回

◆接種場所 指定実施機関(一覧表を通知に同封)

